令和4年9月8日

令和4年登米市議会定例会 9月定期議会 提案理由説明書

登米市議会 議員 番

諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法 (昭和24年法律第139号) 第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの であります。

推薦候補者

氏 名	ささき きょこ 佐々木 喜代子
住 所	登米市登米町
職業	無職

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法 (昭和24年法律第139号) 第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの であります。

推薦候補者

氏 名	し が たかし 志 賀 尚
住 所	登米市豊里町
職業	無職

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法 (昭和24年法律第139号) 第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの であります。

推薦候補者

氏 名	こん まさ お 金 正 男
住 所	登米市石越町
職業	無職

報告第12号 継続費精算報告について

本件は、令和3年度登米市一般会計予算の継続費に係る事業が完了したことに 伴い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、継 続費精算報告書を調製したので、議会に報告するものであります。

報告第13号 | 令和3年度登米市健全化判断比率の報告について

本件は、令和3年度決算に基づく登米市健全化判断比率について、地方公共団体 の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、 議会に報告するものであります。

報告第14号 | 令和3年度登米市資金不足比率の報告について

本件は、令和3年度決算に基づく登米市資金不足比率について、地方公共団体の 財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、 議会に報告するものであります。

報告第15号 放棄した債権の報告について

本件は、登米市債権管理条例(平成22年登米市条例第43号)第15条第1項の規定に 基づき、市が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により、議会に報 告するものであります。

報告第16号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について
報告第17号	株式会社いしこしの経営状況について
報告第18号	株式会社とよま振興公社の経営状況について

本件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、市 が資本金等の2分の1以上を出資している一般財団法人及び株式会社の経営状況 について、議会に報告するものであります。

報告第19号 登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第 26条第1項の規定により、登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価 の結果について、議会に報告するものであります。

議案第60号	令和4年度登米市一般会計補正予算(第5号)
議案第61号	令和4年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議 案 第 62 号	令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第63号	令和4年度登米市介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第64号	令和4年度登米市土地取得特別会計補正予算(第1号)
議案第65号	令和4年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
議案第66号	令和4年度登米市水道事業会計補正予算(第3号)
議案第67号	令和4年度登米市下水道事業会計補正予算(第2号)
議案第68号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算(第4号)
議 案 第 69 号	令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算(第1号)

本案は、議案第60号令和4年度登米市一般会計補正予算(第5号)から議案第69号令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算(第1号)までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億9,484万円を追加し、 予算の総額を歳入歳出それぞれ467億9,026万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、みやぎの水田農業構造改革支援事業補助金911万円、橋梁維持補修事業1,660万円、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、各種事業の中止による影響額などを減額する一方、ふるさと応援寄附金に要する経費として1億3,378万円、ふるさと応援寄附金基金積立2億3,000万円、新型コロナウイルス感染症関連の事業として、水田農業肥料高騰対策支援事業2億9,575万円、事業復活支援給付金2億8,667万円、令和4年3月福島県沖地震による災害復旧事業として、クリーンセンター災害復旧事業3,093万円などを増額して計上しております。

歳入では、社会資本整備総合交付金などの国庫支出金7,749万円、教育支援体制整備事業費補助金などの県支出金1,750万円、ふるさと応援寄附金2億3,000万円、災害復旧事業などにかかる市債2,360万円、財政調整基金などの繰入金2億5,257万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加 44 件、地方債補正として変更 7 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、事業の精算に伴う繰出 金1,600万円を増額し、後期高齢者医療特別会計の歳出では、後期高齢者医療広 域連合への納付金 1,214 万円などを増額、介護保険特別会計の歳出では、事業の 精算に伴う各種負担金等の返還金 9,449 万円などを増額して計上しております。

土地取得特別会計の歳出では、土地開発基金への繰出金 19 万円を、宅地造成事 業特別会計の歳出では、土地取得特別会計などへの繰出金19万円を増額して計上 しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業費用 4,416 万円を増額するほ か、債務負担行為補正として追加1件を計上しております。

下水道事業会計では、下水道事業費用 3,448 万円を増額するほか、債務負担行 為補正として追加1件を計上しております。

病院事業会計では、地域医療勤務環境改善体制整備事業などに係る財源として、 補助金などの病院事業収益 697 万円及び資本的収入 2,228 万円の増額と、同事業 に係る経費などの病院事業費用 3,108 万円及び資本的支出 2,233 万円を増額する ほか、債務負担行為1件、企業債補正として変更1件、たな卸資産購入限度額を 増額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、老健事業費用 426 万円の増額などを計上しており ます。

議案第70号

登米市令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震 の被災者に係る市税等の減免申請書の提出期限の特例に関する 条例の制定について

本案は、令和4年福島県沖地震の被災者に対する市税等の減免措置にあたり、 減免申請書の提出期限の特例について制定するものであります。

議案第71号 登米市子ども・子育て条例の制定について

本案は、一人ひとりが自らの役割を認識し行動することにより、全ての子ども が安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現を目指し、今後、市全 体が一丸となり、一体的な子ども・子育て支援に取り組むため、本条例を制定す るものであります。

議案第72号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例の制定について
議案第73号	登米市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につい て

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部が改正され、令和5年4月1日より地方公務員の定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることから、関係条例を整備するものであります。

(新旧対照表11ページ)

議 案 第 74号	登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
一	ついて

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部 改正が令和4年10月1日から施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業取得 要件等が見直されるため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表46ページ)

議案第75号 登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について	
---------------------------------	--

本案は、登米市立柳津小学校と同横山小学校を統合して、新たに津山小学校を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表52ページ)

議案第76号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例について

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設 省令第16号)の一部改正が令和4年4月1日から施行され、里親制度における里 子についても入居者資格を満たすことから入居者の資格等を改めるとともに、迫 大網地区の市営住宅建替事業による集約化の完了により、迫北大網住宅及び迫東 大網住宅の用途廃止を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表54ページ)

議案第77号 登米市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設 省令第16号)の一部改正が令和4年4月1日から施行され、里親制度における里 子についても入居者資格を満たすことから入居者の資格等を改めるため、本条例 の一部を改正するものであります。 (新旧対照表57ページ)

議案第78号	市の境界変更について
議案第79号	境界変更に伴う財産処分の協議について

本案は、土地改良事業が施行された川北2期地区において、登米市と栗原市の 境界を整理後の区画に合わせて変更することについて、地方自治法(昭和22年法 律第67号) 第7条第1項の規定により宮城県知事へ申請するとともに、市の境界 変更に伴い同条第5項の規定による、両市それぞれの財産処分に関する協議を行 うため、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号	令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和3年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和3年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和3年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
認定第7号	令和3年度登米市水道事業会計決算認定について
認定第8号	令和3年度登米市下水道事業会計決算認定について
認定第9号	令和3年度登米市病院事業会計決算認定について
認 定 第 10 号	令和3年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

本案は、令和3年度登米市一般会計歳入歳出決算ほか9会計の決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

議案第72号関係

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

第1条関係(登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1余関係(登木甲八事行政の連営等の状況の公表に関する条例の一部以	
改正案	現 行
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
(報告事項)	(報告事項)
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報
告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非	告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非
常勤職員(地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職	常勤職員(地方公務員法 <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職
を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)	を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)
を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。	を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。
(1)~(10) (略)	$(1) \sim (10)$ (略)
第4条~第6条 (略)	第4条~第6条 (略)

改正案	現 行
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料	第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料
の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の	の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の
月額(登米市職員の給与に関する条例(平成17年登米市条例第58号)	月額(登米市職員の給与に関する条例(平成17年登米市条例第58号)
に規定する地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当	に規定する地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当
及び夜間勤務手当に相当する額を除く。))の10分の1以下に相当す	及び夜間勤務手当に相当する額を除く。))の10分の1以下に相当す
る額を、給与から減ずるものとする。 <u>この場合において、その減ずる</u>	る額を、給与から減ずるものとする。
額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、	
当該額を減ずるものとする。	
第4条・第5条 (略)	第4条・第5条 (略)

第3条関係(登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

改正案

第1条 (略)

(1週間の勤務時間)

第2条 (略)

- 2 (略)
- 3 法第22条の4第1項

の規定により採用された職員で同法同条

_____に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用</u> <u>短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4·5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき 7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤 務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤 務職員等の育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超 えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤

現

(1週間の勤務時間)

第2条 (略)

第1条 (略)

2 (略)

3 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6 第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5 第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間 勤務職員 」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわら ず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時 間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

行

4·5 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員 及び短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき 7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤 務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤 務職員等の育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超 えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員

務職員及び短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、 1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものと する。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあっては、8日以上の週休日)を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日)を設ける場合には、この限りでない。

第5条~第11条 (略)

(年次有給休暇)

- 第12条 年次有給休暇は、一つの年ごとにおける休暇とし、その日数は、 一つの年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号 に掲げる日数とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあっ

_____及び短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、 1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものと する。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員をひ短時間勤務職員にあっては、8日以上の週休日)を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日の育児短時間勤務職員等にあっては、5の限りでない。

第5条~第11条 (略)

(年次有給休暇)

- 第12条 年次有給休暇は、一つの年ごとにおける休暇とし、その日数は、 一つの年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号 に掲げる日数とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤 務職員等、再任用短時間勤務職員 及び短時間勤務職員にあっ

ては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で 定める日数)

(2) • (3) (略)

2 • 3 (略)

第13条~第16条 (略)

(組合休暇)

第17条 (略)

2 (略)

3 組合休暇は、1日又は1時間(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間が同一でない育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあっては、1時間)を単位として与えるものとする。ただし、1年につき30日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して規則で定める日数)を超えて与えることはできない。

4 (略)

第18条・第19条 (略)

ては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で 定める日数)

(2) • (3) (略)

2 · 3 (略)

第13条~第16条 (略)

(組合休暇)

第17条 (略)

2 (略)

3 組合休暇は、1日又は1時間(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間が同一でない育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 及び短時間勤務職員にあっては、1時間)を単位として与えるものとする。ただし、1年につき30日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して規則で定める日数)を超えて与えることはできない。

4 (略)

第18条・第19条 (略)

第4条関係(登米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

勤務時間(非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短

改正案 現 行 第1条 (略) 第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職 員とする。 員とする。 (1) • (2) (略) (1) • (2) (略) (3) 登米市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項まで の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員 (4) (略) (3) (略) 第2条の2~第8条 (略) 第2条の2~第8条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職 | 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職 員とする。 員とする。 (1) • (2) (略) (1) • (2) (略) (3) 登米市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項まで の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員 第10条~第17条 (略) 第10条~第17条 (略) (部分休業の承認) (部分休業の承認) 第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。 第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。 以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の

以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の 勤務時間(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短 時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。)にあしい時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。)にあ

っては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終	っては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終
わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
2 • 3 (略)	2 · 3 (略)
第19条~第22条 (略)	第19条~第22条 (略)

第5条関係(登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

改正案	現 行
第1条·第2条 (略)	第1条・第2条 (略)
(議員報酬の支給方法)	(議員報酬の支給方法)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 • 3 (略)	2 • 3 (略)
4 前3項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、市の	4 前3項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、市の
一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第	一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第</u>
<u>1項</u> の規定	1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定
により採用された職員を除く。以下「職員」という。)の例による。	により採用された職員を除く。以下「職員」という。)の例による。
第4条・第5条 (略)	第4条・第5条 (略)

第6条関係(登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

改正案	現行
第1条~第3条 (略)	第1条~第3条 (略)
(手当等の額等)	(手当等の額等)
第4条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の額は、市の一般職の職員	第4条 通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の額は、市の一般職の職員
(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u>	(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条
の規定により採用さ	の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用さ
れた職員を除く。以下「職員」という。)の例により算出した額とす	れた職員を除く。以下「職員」という。)の例により算出した額とす
る。	る。
2 • 3 (略)	2・3 (略)
第5条~第7条 (略)	第5条~第7条 (略)

第7条関係(登米市職員の給与に関する条例の一部改正)

改正案

第1条~第4条 (略)

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 (略)

 $2 \sim 10$ (略)

11 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第11 0号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第 17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)のうち定年前再任用短時間勤務職員である職員

の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、<u>その者に適用される</u> <u>給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、</u> <u>その者の属する職務の級に応じた額に</u>、勤務時間条例第2条第2項_______ の規定により定められたその者の勤務時間を______ 同条第 1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。) を乗じて得た額とする。

第1条~第4条 (略)

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 (略)

 $2 \sim 10$ (略)

11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定により採用された職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

玥

行

第5条の2 育児休業法第10条第3項

_の規定により同条

第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)のうち前条第11項の規定の適用を受ける職員及び再任用職員であって法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に

、勤務時間条例第2条第2項<u>又</u> は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を<u>それぞれ</u>同条第 1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。) を乗じて得た額とする。 第5条の3 (略)

第5条の4 <u>育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、第5条第11項の規定にかかわらず、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条~第11条の3 (略)

(通勤手当)

第11条の4 (略)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に 定める額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)ア〜ス (略)

(3) (略)

3~8 (略)

第11条の5~第13条 (略)

(時間外勤務手当)

第14条 (略)

第5条の3 (略)

第5条の4 短時間勤務職員

_____の給料月額は、第5条第11項の規定

にかかわらず、同項の規定による給料月額に

____勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条~第11条の3 (略)

(通勤手当)

第11条の4 (略)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、 再任用短時間勤務職員 及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) (略)

3~8 (略)

第11条の5~第13条 (略)

(時間外勤務手当)

ア~ス (略)

第14条 (略)

2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

 $3 \sim 6$ (略)

7 育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が1週間の法定労働時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、支給しない。

8 • 9 (略)

第15条~第18条の2 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 (略)

3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、 同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

第19条の2・第19条の3 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

2 再任用短時間勤務職員 が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

 $3 \sim 6$ (略)

7 育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が1週間の法定労働時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、支給しない。

8 • 9 (略)

第15条~第18条の2 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

第19条の2・第19条の3 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準 に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任 命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えては ならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職 し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若し くは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において 受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再 任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額 の総額

 $3 \sim 5$ (略)

第20条の2・第21条 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第21条の2 第5条第5項から第10項まで、第10条、第11条、第11条の 第21条の2 第10条 2の2、第11条の3及び第20条の2の規定は、定年前再任用短時間勤 務職員及び短時間勤務職員には適用しない。

第22条~第24条 (略)

附則

 $1 \sim 16$ (略)

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後におけ る最初の4月1日(附則第19項において「特定日」という。)以後、 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項に規定

- に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任 命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えては ならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職 し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若し くは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において 受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計 額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2)	前項の職員のうち <u>再任用職員</u>	
員	の勤勉手当基礎額に100分の48	を乗じて得た額
Ø	総額	

 $3 \sim 5$ (略)

第20条の2・第21条 (略)

(特定の職員についての適用除外)

、第11条、第11条の 2の2、第11条の3及び第20条の2の規定は、再任用職員 及び短時間勤務職員には適用しない。

第22条~第24条 (略)

附則

1~16 (略)

する当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項 の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて 得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、 50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるも のとする。)とする。

- 18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 登米市職員の定年等に関する条例(平成17年登米市条例第42号) 第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定す る異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長され た期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める 職員
 - (3) 登米市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
 - (4) 登米市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規 定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日に おいて前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第21項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特

定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、 基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支 給する。

- 20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第19項及び第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則 第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当 該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、 当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところに より、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する 第19条第5項(第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定 の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額 と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」 とする。
- 24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定に

よる給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

11	以 110 11772	IX.							
職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
0	号俸	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	
区		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
分									
<u>定</u>		円	円	円	円	円	円	円	
<u>年</u>	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900	
<u>前</u> ョ	2	147, 200	197, 300	233, 100	266,000	291, 900	321, 400	365, 500	
<u>再</u> <u>任</u>	3	148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000	323, 700	367, 900	
<u>□</u> <u>用</u>	4	149, 500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500	
<u>短</u>	5	150, 600	202, 400	237, 600	271,600	297, 900	328, 100	372, 400	
<u>時</u>	6	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300,000	330, 100	374, 900	
<u>間</u>	7	152, 800	206, 000	240, 800	275, 200	302, 200	332, 300	377, 200	
勤				(略)					-
務	11111111				\\\\\\\ 	<u>``</u>	(11111	\\\\\	
<u>職</u>									
員									
以									.
外									
0									
職]

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

17	政職給料表							
職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
具 の	号俸	 給料	給料	給料	 給料	 給料	給料	 給料
区	311	月額						
分								
<u>再</u>		円	円	円	円	円	円	円
<u>任</u>	1	146, 100	195, 500	231,500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900
<u>用</u>	2	147, 200	197, 300	233, 100	266, 000	291, 900	321, 400	365, 500
<u>職</u> 員	3	148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000	323, 700	367, 900
	4	149, 500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500
	5	150, 600	202, 400	237, 600	271, 600	297, 900	328, 100	372, 400
	6	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300,000	330, 100	374, 900
	7	152, 800	206,000	240, 800	275, 200	302, 200	332, 300	377, 200
-				(略)			
	////////)		`			`1
 								
外								
0								
職								

員								員							
<u>定</u>	187, 700	215, 200	255, 200	274,600	289, 700	315, 100	356, 800	<u>再</u>	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800
生	,	,	,	,	,	,	,	<u>任</u>	,	,	,	,	ĺ	,	,
<u>前</u>								<u>用</u>							
<u>再</u>								<u>職</u>							
<u>任</u>								員							
<u>用</u>															
短															
<u>時</u>															
<u>間</u>															
<u>勤</u> 務															
<u>務</u>															
職															
<u>員</u>								<u> L</u>							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 別表第2 (第4条関係)

消防職給料表

職	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
員	√の級							
\mathcal{O}	号俸	給料						
区		月額						
分								
<u>定</u>		円	円	円	円	円	円	円
<u>年</u>	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900
<u>前</u>	2	147, 200	197, 300	233, 100	266,000	291, 900	321, 400	365, 500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。 別表第2 (第4条関係)

消防職給料表

職	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
員	\ の級							
の	号俸	給料						
区		月額						
分								
<u>再</u>		円	円	円	円	円	円	円
<u>任</u>	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900
<u>用</u>	2	147, 200	197, 300	233, 100	266, 000	291, 900	321, 400	365, 500

							-		1								. 1
再	3	148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000	323, 700	367, 900	<u>職</u>	3	148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000	323, 700	367, 900
<u>任</u>	4	149, 500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500	員	4	149, 500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500
<u>用</u> <u>短</u>	5	150, 600	202, 400	237, 600	271,600	297, 900	328, 100	372, 400		5	150, 600	202, 400	237,600	271,600	297, 900	328, 100	372, 400
<u>短</u>	6	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300,000	330, 100	374, 900		6	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300,000	330, 100	374, 900
<u>時</u>	7	152, 800		240, 800			332, 300	377, 200		7	152, 800	206, 000		275, 200			377, 200
<u>間</u>	,,,,,,,,	152,600	200,000		777777	302, 200	7/////	311,200	-	,,,,,,,,	152, 600	777777	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	`	302, 200	332, 300	1
<u>勤</u>	//////////	,		(略		,	(/////	, , , , , , , ,			•	، د از از از از از	(略 · · · · · · · ·		(/////		\downarrow
<u>務</u>																	
<u>職</u>																	
<u>員</u>																	
以以									以								
外									外								
の									0								
職									職								
員									員								
<u>定</u>		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	<u>再</u>		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800
									<u>任</u>								
<u>前</u>									<u>用</u>								
<u>再</u>									<u>職</u>								
生 前 再 任									<u>員</u>								
<u>用</u>																	
<u>用</u> 短																	
<u>時</u>																	
<u>間</u>																	
<u>勤</u>																	
<u>務</u>																	
<u>職</u>																	

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。 別表第3(第4条関係)

ア 医療職給料表(1)

職	職務	1級	2級	3級	4級	5級
員	\ の級					
0	号俸	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月額
区		額	額	額	額	
分						
<u>定</u>		円	円	円	円	円
<u>年</u>	1	249, 800	335, 000	399,000	471, 700	601, 500
<u>前</u>	2	252, 300	338, 000	401, 900	474, 000	606, 100
<u>再</u>	3	254, 800	340, 900	404, 500	476, 200	610, 700
<u>任</u> 用	4	257, 300	343, 800	407, 200	478, 500	615, 300
短	5	259, 500	346, 500	409, 800	480, 700	619, 700
<u>一</u> 時	6	263, 300	349, 700	412, 200	482, 900	624, 300
<u>間</u>	7	267, 100	352, 800	414, 900	485, 100	628, 900
<u>勤</u>	8	270, 900	355, 900	417, 300	487, 300	633, 500
<u>務</u>	9	274, 500	358, 700	419, 500	489, 300	637, 900
職	10	278, 500	361, 400	422, 200	491, 400	642, 400
<u>員</u>	11	282, 500	364, 500	424, 800	493, 500	646, 900
以外	12	286, 500	367, 700	427, 500	495, 600	651, 400
クト	13	290, 300	370, 600	429, 900	497, 700	655, 800
		-	()	各)		

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。 別表第3(第4条関係)

ア 医療職給料表(1)

	2 E27X 19X/14 15X (1)									
職	職務	1級	2級	3級	4級	5級				
員	\ の級									
0	号俸	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月額				
区		額	額	額	額					
分										
<u>再</u>		円	円	円	円	円				
<u>任</u>	1	249, 800	335, 000	399, 000	471, 700	601, 500				
<u>用</u>	2	252, 300	338, 000	401, 900	474, 000	606, 100				
職	3	254, 800	340, 900	404, 500	476, 200	610, 700				
<u>員</u>	4	257, 300	343, 800	407, 200	478, 500	615, 300				
_	5	259, 500	346, 500	409, 800	480, 700	619, 700				
	6	263, 300	349, 700	412, 200	482, 900	624, 300				
	7	267, 100	352, 800	414, 900	485, 100	628, 900				
_	8	270, 900	355, 900	417, 300	487, 300	633, 500				
_	9	274, 500	358, 700	419, 500	489, 300	637, 900				
_	10	278, 500	361, 400	422, 200	491, 400	642, 400				
<u></u>	11	282, 500	364, 500	424, 800	493, 500	646, 900				
以外	12	286, 500	367, 700	427, 500	495, 600	651, 400				
<i>D</i>	13	290, 300	370, 600	429, 900	497, 700	655, 800				
			()	各)		Ì				
·	1//////////	///////////	////////////	////////////	///////////	////////////				

11	1/////////	ı	ı	ì			11	 ///////////	*****	//////////	i ı	Ϋ́
職							職					
員							員					
定		296, 200	338, 600	393,000	466, 000	565, 900	<u>再</u>	296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900
<u>年</u>							<u>任</u>					
<u>前</u>							<u>用</u>					
<u>再</u>							<u>職</u>					
<u>任</u>							員					
<u>用</u>												
<u>短</u>												
<u>時</u>							_					
間							-					
<u>勤</u>							-					
<u>務</u>												
職												
<u>員</u>							<u> </u>					

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級
員	\ の級						
の	号俸	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
区		額	額	額	額	額	額
分							
<u>定</u> <u>年</u>		円	円	円	円	円	円
	1	165, 300	192, 400	240, 200	262, 700	287, 100	330, 100
<u>前</u>	2	166, 700	194, 500	242, 000	263, 700	288, 800	332, 200

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
0	号俸	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
区		額	額	額	額	額	額
分							
<u>再</u>		円	田	円	円	円	円
任	1	165, 300	192, 400	240, 200	262, 700	287, 100	330, 100
<u>用</u>	2	166, 700	194, 500	242, 000	263, 700	288, 800	332, 200

- 31	
ı	

1		_	_	_		_									
<u>再</u>	3	168, 200	196, 600	243, 800	264, 600	290, 400	334, 200	<u>職</u>	3	168, 200	196, 600	243, 800	264, 600	290, 400	334, 200
任	4	169, 600	198, 600	245, 600	265, 700	292, 200	336, 400	<u>員</u>	4	169, 600	198, 600	245, 600	265, 700	292, 200	336, 400
用用	5	171,000	200, 700	247, 000	266, 200	293, 900	338, 400		5	171,000	200, 700	247, 000	266, 200	293, 900	338, 400
<u>短</u>	6	172, 500	203, 000	248, 300	267, 200	295, 700	340, 500		6	172, 500	203, 000	248, 300	267, 200	295, 700	340, 500
<u>時</u>	7	174, 000	205, 300	249, 400	268, 000	297, 400	342, 600		7	174,000	205, 300	249, 400	268, 000	297, 400	342,600
間				,,,,,,,,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	lankaa	·		/////////		haracharan	1	,		,,,,,,,,
<u>勤</u>			(///////	(略) `````		,,,,,,,,,,,,,,,,	İ		/////////		perenenenen	(略)	İ		,,,,,,,,
<u>務</u>															
<u>職</u>															
員															
以以								以							
外								外							
の								0							
職								職							
員								員							
<u>定</u>		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	<u>再</u>		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200
<u>年</u>								<u>任</u>							
<u>前</u>								<u>用</u>							
<u>再</u>								<u>職</u>							
<u>任</u>								<u>員</u>							
<u>用</u>															
<u>短</u>															
<u>時</u>															
<u>間</u>															
<u>勤</u>															
<u>務</u>															
<u>職</u>															
1.1								1.							

且									
備考 この表は、看護的	T等に適用する。		備考	この表	は、看護	師等に適	用する。		'
別表第4 (略)			別表第4	4 (略)				

第8条関係(登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

改正案

第1条 (略)

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年 法律第261号)<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める 職員(以下「職員」<u>と総称する</u>。)の給与の種類は、給料及び手当と する。

2 • 3 (略)

第3条~第24条 (略)

(再任用職員等についての適用除外)

第25条 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第17条の2及び第 18条の2の規定は、地方公務員法第22条の4第1項

業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用 しない。

第26条 (略)

附則

 $1 \sim 3$ (略)

4 職員(定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項及び第2項により採用された者を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、登米市職員の給与に関する条例(平成17年登米市条例第58号)附則第17項及び第18項の規定の例により管理者が別に定める。

第1条 (略)

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年 法律第261号)<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める 職員(以下「職員」<u>という</u>。)の給与の種類は、給料及び手当と する。

行

現

2 · 3 (略)

第3条~第24条 (略)

(再任用職員等についての適用除外)

第25条 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第17条の2及び第18条の2の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1</u>項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項</u>又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第26条 (略)

附則

 $1 \sim 3$ (略)

第9条関係(外国の地方公共団体の機関等に派遣される登米市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
第1条 (略)	第1条 (略)
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員と	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員と
する。	する。
(1) \sim (4) (略)	(1)~(4) (略)
(5) 登米市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項まで	
の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)	
<u>を延長された管理監督職を占める職員</u>	
<u>(6)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
第3条~第8条 (略)	第3条~第8条 (略)

第10条関係(登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
第1条 (略)	第1条 (略)
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員と	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員と
する。	する。
(1) \sim (4) (略)	$(1) \sim (4)$ (略)
(5) 登米市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項まで	
の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)	
<u>を延長された管理監督職を占める職員</u>	
<u>(6)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
3 (略)	3 (略)
第3条~第8条 (略)	第3条~第8条 (略)

第11条関係(登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

改正案

第1条~第6条 (略)

第7条 特定業務等従事任期付職員(企業職員を除く。以下同じ。)の 第7条 特定業務等従事任期付職員(企業職員を除く。以下同じ。)の 給料月額は、登米市職員の給与に関する条例(平成17年登米市条例第 58号。以下「給与条例」という。) 第4条第1項に規定するその者に 適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月 額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第8条 (略)

第9条 企業職員である特定任期付職員に対する登米市企業職員の給与 の種類及び基準に関する条例(平成17年登米市条例第218号)第2条 第3項の規定の適用については、同項 中「及び寒冷地手当」と あるのは「、寒冷地手当及び任期付職員条例第6条第4項に規定する 特定任期付職員業績手当」とする。

第10条 (略)

第1条~第6条 (略)

給料月額は、登米市職員の給与に関する条例(平成17年登米市条例第 58号。以下「給与条例」という。) 第4条第1項に規定するその者に 適用される給料表の再任用職員の欄 に掲げる給料月 額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

行

玥

第8条 (略)

第9条 企業職員である特定任期付職員に対する登米市企業職員の給与 の種類及び基準に関する条例(平成17年登米市条例第218号)第2条 第3項の規定の適用については、同条第3項中「及び地域手当」と あるのは「、地域手当 及び任期付職員条例第6条第4項に規定する 特定任期付職員業績手当」とする。

第10条 (略)

議案第73号関係

登米市職員の定年等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
目次	
<u>第</u> 1章 総則(第1条)	
第2章 定年制度(第2条-第5条)	
第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)	
第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)	
<u>第5章</u> <u>雑則(第13条)</u>	
附則	
<u>第1章</u> <u>総則</u>	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号
<u>という。</u>) <u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条</u>) <u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>
<u>の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の</u>	
7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとす	の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとす
る。	る。
第2章 定年制度	
第2条 (略)	第2条 (略)
(定年)	(定年)
第3条 職員の定年は、年齢 <u>65年</u> とする。	第3条 職員の定年は、年齢 <u>60年</u> とする。
2 (略)	2 (略)
(定年による退職の特例)	(定年による退職の特例)
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべ	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべ

きこととなる場合において、次に掲げる事由がある と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き 勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期間は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とする<u>ものである</u> ため、<u>当該</u>職員の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することがで</u> きず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運 営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期間が 2 到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して</u>1年を超えない範囲内

きこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認める
ときは、その職員に係る 定年退職日の翌日
から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該_
<u>職務に従事させるため引き続いて勤務</u>
(a) Masterialistic Metalogical Constitution of the Constitution of
(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とする
ため、 <u>その</u> 職員の退職により
公務の運営に著しい支障が生ずる <u>とき</u> 。
(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、
<u>その職員</u> の退職に <u>よる欠員を容易に補充することができないとき</u>
0
(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害と
なる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著
しい支障が生ずるとき。
任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期間が
到来する場合において、前項の事由が引き続き <u>存ずる</u> と認めるときは、1年を超えない範囲内

で期限を延長することができる。ただし、<u>当該</u>期限は、<u>当該</u>職員に係る定年退職日<u>(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が</u> 占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3 年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合 又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得 なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(第3条第2項に規定する医師及び歯科医師を除く。)とする。
 - (1) 登米市職員の給与に関する条例(平成17年登米市条例第58号) 第9条に規定する職
 - (2) 登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年 登米市条例第218号)第4条に規定する職
 - (3) 理事、参事、技術参事、副参事及び技術副参事 (管理監督職勤務上限年齢)
- 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年 齢60年とする。

で期限を延長	することができる。	ただし、	<u>その</u> 期限は、	<u>その</u> 職員に係
る定年退職日				
			の翌日か	ら起算して3
年を超えるこ	とができない。			

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u>勤務させる場合 又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得 なければならない。
- 4 任命権者は

_、第1項の

期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の</u>事由が存じなくなった と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

第5条 (略)

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等 (以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
 - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職 又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職 のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする こと。
 - (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職

員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものである ため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充 することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、 当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することがで きず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算し

て3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる 場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内 容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易 に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理 監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同 じ。) に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督 職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標 準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認めら れる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職 員を除く。) の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるた め、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員 を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認 めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌 日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き 続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま 勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職 群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更

に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間 を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等 をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

<u>第5章 雑則</u>

(委任)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

<u>1</u> この条例は、平成17年4月1日から施行する。 (定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第 1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応 じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、登米市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年登米市条例第号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条第1項に掲げる職員であって、第3条第1項の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条第1項中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで 65年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項、令和4年改正条例による改正前の第3条第1項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

登米市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正案

(育児休業をすることができない職員)

第1条 (略)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職|第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職 員とする。

(1) • (2) (略)

- (3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常 勤職員
 - ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」 という。) (当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内 に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6 月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当 該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場 合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任 命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されな いことが明らかでない非常勤職員
 - イ 次のいずれかに該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」と いう。) (当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号 に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日 が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とさ れた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をして

第1条 (略)

(育児休業をすることができない職員)

- 員とする。
- (1) (2) (略)
- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員 以外の非常 勤職員
- ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」 という。) (第2条の4

の規定に該当する場合にあっては、

- 2歳 に達する日)までに、その任期(任期が更新される場 合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任 命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されな いことが明らかでない非常勤職員
- イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養 育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1 歳到達日」という。) (当該子について当該非常勤職員がする育 児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場 合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしてい る非常勤職員に限る。)

いる非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して 当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児 休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を している場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の 満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休 業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該 採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとす るもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) • (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) • (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該 非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の 末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、 当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該 非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に 掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休 業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合に あっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をして いる場合
- ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- 工 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該 非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の 末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、 当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該

- 日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、 そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該 非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)におい て育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子 の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日と された日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末 日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- <u>イ</u> 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。
 - (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常 勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合 に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児 休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の 初日とする育児休業をしようとする場合
 - (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日 において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当 該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
 - (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
 - (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日 後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがな い場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。
 - (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日 において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当 該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
 - (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準 として条例で定める期間)

第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期</u>間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲 げる事情とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) (略)

(6) 第2条の3第3号又は前条 に掲げる場合に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児 休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任 期を 更新され、又は当該任期の満 了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係 る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の 日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする こと。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準と して条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間 を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第4条~第8条 (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

員とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲 げる事情とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に 係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間 を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認 の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育 児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) (略)

(7) 第2条の3第3号又は第2条の4に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期 の末日を育児 休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育 児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満 了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の 翌日又は当該引き続き採

用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする こと。

第4条~第8条 (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職│第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職 員とする。

(1) (略)

(2) <u>登米市職員の定年等に関する条例</u>第4条第1項又は第2項の規 定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情 は、次に掲げる事情とする。

(1)~(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児 短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)

第11条~第22条 (略)

(1) (略)

(2) <u>職員の定年等に関する条例</u> 第4条第1項又は第2項の規 定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)~(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児 短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) (略)

第11条~第22条 (略)

登米市立学校設置条例 新旧対照表

第1条関係(登米市立学校設置条例の一部改正)

ガェ 木岗所(立木市立于戊戌巨木内ツ 中央工/				
改正案	現 行			
第1条 (略)	第1条 (略)			
(名称及び位置)	(名称及び位置)			
第2条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。			
(1) 小学校	(1) 小学校			
名称 位置	名称 位置			
·////////////////////////////////////	(略)			
津山小学校 登米市津山町横山字本町91番地	柳津小学校 登米市津山町柳津字本町57番地			
	横山小学校 登米市津山町横山字本町91番地			
(2) • (3) (略)	(2) • (3) (略)			

-52 -

第2条関係(登米市立学校設置条例の一部改正)

改正案		現 行			
第1条 (略)		第1条	(略)		
(名称及び位置)		(名称)	及び位置)		
第2条 市立学校の名	4称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。			
(1) 小学校		(1) 小	学校		
名称	位置	名	5称		位置
	、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			(略)	
津山小学校	登米市津山町柳津字本町57番地	津山小学村	交	登米市津山町横	山字本町91番地
(2) • (3) (略)		(2) • (3	3) (略)		

登米市営住宅条例 新旧対照表

第1条~第5条 (略)

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件 を具備する者でなければならない。

改正案

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)又は児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。以下同じ。)があること。

(2) \sim (5) (略)

第7条・第8条 (略)

(入居者の選考)

- 第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を 超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のう ちから行う。
 - (1) (略)
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため<u>親族等(親族又は児童をいう。以下同じ。)</u>と同居することができない者

 $(3) \sim (6)$ (略)

2 · 3 (略)

第1条~第5条 (略)

(入居者の資格)

- 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件 を具備する者でなければならない。
 - (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)

があること。

(2)~(5) (略)

第7条・第8条 (略)

(入居者の選考)

- 第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を 超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のう ちから行う。
 - (1) (略)
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住 宅がないため<u>親族</u>と同居す

ることができない者

 $(3) \sim (6)$ (略)

2 · 3 (略)

第10条~第12条 (略)

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親 第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親 族等以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則(昭 和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第11条で定めるとこ ろにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

第14条~第67条 (略)

別表(第3条、第57条関係)

1 市営住宅

名称	位置
迫大網住宅	登米市迫町佐沼字大網199番地1 (代表地番)
迫西大網住宅	登米市迫町佐沼字大網199番地1 (代表地番)
迫西大網第二住宅	登米市迫町佐沼字大網407番地6 (代表地番)
迫南元丁住宅	登米市迫町佐沼字南元丁88番地2
用)	というというというというというというというというと 各) というというというというというというというというというと

第10条~第12条 (略)

(同居の承認)

族 以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則(昭 和26年建設省令第19号。以下「省令」という。) 第11条で定めるとこ ろにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

第14条~第67条 (略)

別表(第3条、第57条関係)

1 市営住宅

名称	位置
迫大網住宅	登米市迫町佐沼字大網199番地1 (代表地番)
迫西大網住宅	登米市迫町佐沼字大網199番地1 (代表地番)
迫西大網第二住宅	登米市迫町佐沼字大網407番地6 (代表地番)
<u></u> <u>追北大網住宅</u>	登米市迫町佐沼字大網132番地、1 35番地3
<u>迫東大網住宅</u>	登米市迫町佐沼字大網241番地2
迫南元丁住宅	登米市迫町佐沼字南元丁88番地2
(田	各)

市営単独住宅 (略)	市営単独住宅 (略)
2 (略)	2 (略)

議案第77号関係

第22条·第23条 (略)

登米市特定公共賃貸住宅条例 新旧対照表

改正案 第1条 (略) 第1条 (略) (定義) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ | 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。 当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (1) (略) (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平 (2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平 成5年建設省令第16号。以下「省令」という。)第1条第4号に規 成5年建設省令第16号。以下「省令」という。) 第1条第3号に規 定する所得をいう。 定する所得をいう。 (3) (略) (3) (略) (4) 同居親族 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届 (4) 同居親族 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届 出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約 出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約 者を含む。以下同じ。) 又は児童(児童福祉法(昭和22年法律第16 者を含む。以下同じ。) 4号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する 里親に委託されている児童をいう。以下同じ。)をいう。 をいう。 第3条~第20条 (略) 第3条~第20条 (転貸等の禁止) (転貸等の禁止) 第21条 入居者は、特定公共賃貸住宅を他の者に貸し、若しくは第24条 第21条 入居者は、特定公共賃貸住宅を他の者に貸し、若しくは第24条 の規定による承認を受けた親族等 (親族又は児童をいう。以下同じ。) の規定による承認を受けた親族 以外の者を同居させ、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはなら 以外の者を同居させ、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはなら ない。 ない。

第22条・第23条 (略)

(同居の承認)	(同居の承認)
第24条 入居者は、当該特定公共賃貸住宅への入居の際に同居した親族	第24条 入居者は、当該特定公共賃貸住宅への入居の際に同居した <u>親族</u>
<u>等</u> 以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければな	以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければな
らない。	らない。
2 (略)	2 (略)
第25条~第43条 (略)	第25条~第43条 (略)